別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第一号に係る細目の項の改正規定中「八を削り、九」を「第八号を削り、第九号」に、「同項九を同項八」を「同号を同項第八号」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第二号に係る細目の項の改正規定中「項一」を「項第一号」に、「同項五」を「同項第五号」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項中六の二及び六の三を削り、七を改める改正規定中「六の二及び六の三を削り、七」を「第六号の二及び第六号の三を削り、第七号」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項の改正規定中「八を削り、九」を「第八号を削り、第九号」に、「同項九を同項八」を「同号を同項第八号」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第二号に係る細目の項の改正規定中「項一」を「項第一号」に、「同項五」を「同項第五号」に改める。

別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））の次に一表を加える改正規定のうち法第百三十条第二号に係る細目の項第二号中「八に規定する額を除く。」を「九に規定する額を除く。」に改める。

別表（第七十五条の二第三項及び第百五十四条の二第三項関係）の次に一表を加える改正規定のうち法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項第二号中「八に規定する額を除く。」を「九に規定する額を除く。」に改める。

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項七を改める改正規定中「項七」を「項第七号」に改める。

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に係る細目の項の改正規定中「項一」を「項第一号」に、「同項四」を「同項第四号」に改める。

別紙様式第六号第七の一記載上の注意及び第七の二記載上の注意の改正規定中「第七の二」を「同様式第七の二」に改める。

別紙様式第六号の二第七の一記載上の注意及び第七の二記載上の注意の改正規定中「第七の二」を「同様式第七の二」に改める。

別紙様式第六号の三目次の改正規定中「３　中間連結損益計算書」を「３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」に改める。

別紙様式第七号第14の一記載上の注意及び第14の二記載上の注意の改正規定中「第14の二」を「同様式第14の二」に改める。

別紙様式第七号の二第14の一記載上の注意及び第14の二記載上の注意の改正規定中「第14の二」を「同様式第14の二」に改める。

別紙様式第七号の三目次の改正規定中「３　連結損益計算書」を「３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に改める。

別紙様式第十四号目次の改正規定中「３　中間連結損益計算書」を「３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」に改める。

別紙様式第十五号目次の改正規定中「３　連結損益計算書」を「３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に改める。

別紙様式第十六号の十七第14の一記載上の注意及び第14の二記載上の注意並びに別紙様式第十六号の十八第7の1記載上の注意及び第7の2記載上の注意の改正規定中「第14の2」を「同様式第14の2」に、「第7の2」を「同様式第7の2」に改める。

附則第二項中「法第百十一条第二項」を「保険業法第百十一条第二項」に改め、同項第一号中「第五十九条の三第一項第二号ロ⑹」を「第五十九条の三第一項第二号ロ⑺」に改め、同項第二号中「新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ⑹」を「新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ⑺」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十九号

保険業法（平成七年法律第百五号）及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

別紙様式第十一号の二第3外国生命保険会社等の表及び外国損害保険会社等の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、日本における保険業の中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　日本における保険業の中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　外国生命保険会社等にあっては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳

⑶　以下の収益及び費用に関する内訳（ただし、①から③まで及び⑥の注記は、外国生命保険会社等を除く。）

①　正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

②　正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③　諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

⑷　特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額

⑸　以上のほか、日本における保険業の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は外国保険会社等の日本における保険業の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　遡及適用又は修正再表示を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。